

兵庫県公報

平成28年12月21日 水曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

訓令	ページ
○ 職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）	1

訓令

兵庫県訓令第5号

本庁
地方機関

職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年12月21日

兵庫県知事 井戸敏三

職員服務規程の一部を改正する訓令

職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「年次休暇、病気休暇、特別休暇、育児部分休暇、介護休暇若しくは組合休暇（以下これらを）」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第14条第1項各号に掲げる休暇（以下）」に改める。

様式第8号中「年次休暇、病気休暇、特別休暇、育児部分休暇、介護休暇、組合休暇又は欠勤の別」を「休暇又は欠勤の別（休暇の場合は、休暇の種類）」に改める。

附則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。